

新旧対照表

神奈川県福祉の街づくり条例施行規則

新			旧		
第1条～第11条（略） （国等）			第12条 条例第24条に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。		
第12条 条例第24条に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。			第12条 条例第24条に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。		
(1) 日本下水道事業団			(1) 日本下水道事業団		
(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構			(2) 日本郵政公社		
(3) 独立行政法人水資源機構			(3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
(4) 独立行政法人都市再生機構			(4) 独立行政法人水資源機構		
(5) 独立行政法人住宅金融支援機構			(5) 独立行政法人都市再生機構		
(6) 地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び下水道公社			(6) 独立行政法人住宅金融支援機構		
第13条（略）			(7) 地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び下水道公社		
別表第1（第1条の2、第4条関係）			第13条（略）		
別表第1（第1条の2、第4条関係）			別表第1（第1条の2、第4条関係）		
公共的施設	用途	指定施設の規模等	公共的施設	用途	指定施設の規模等
1～4（略）			1～4（略）		
5 商業施設	(1) 公益事業の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア～ウ（略）	すべてのもの	5 商業施設	(1) 公益事業の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア～ウ（略）	すべてのもの
	(2) 金融機関の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア～エ（略） オ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の本店その他の営業所 カ～セ（略）			(2) 金融機関の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア～エ（略） オ 証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する証券会社の本店その他の営業所 カ～セ（略）	
	(3)（略）			(3)（略）	
6～18（略）			6～18（略）		